

	* お勤め先ごとに払出日等につき別途定めがある場合があります。
7. 利 息 (1) 適用利率	〔お積立時〕 それぞれの定期預金のお預入時もしくは自動継続時におけるスーパー定期5年もの(300万円未満)店頭表示利率+0.05%を約定利率として満期日まで適用します。 〔給付時〕 それぞれの定期預金のお預入期間に応じた継続時におけるスーパー定期(300万円未満)店頭表示利率+0.05%を約定利率【表1】として満期日まで適用します。
(2) 計算方法	〔お積立時〕 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算、かつお預入日から6ヵ月ごとの複利計算を行います。 〔給付時〕 付利単位を1円とし、1年を365日とする計算をします。 ・ お預入期間3年未満のもの 単利計算をします ・ お預入期間3年以上のもの お預入日から6ヵ月ごとの複利計算をします
8. 自動継続	・ お積立時・給付時ともに、それぞれの満期日に、スーパー定期として自動継続します。なお、継続にあたりそれぞれのスーパー定期と期日を同じくする数口のスーパー定期がある場合は、一口のスーパー定期にまとめて継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。
9. 税金	・ 財形住宅と併せて550万円まで非課税扱いとなります。 ・ ただし、積立期間中および据置期間中に一部でも払い出すと要件外払い出しとなり財産形成年金貯蓄と認められず、全額解約となります。なお、年金としての払い出し以外は要件外払い出しとなり、お利息には5年間遡り20%の税金が課税されます。 ・ また、ご申告された非課税限度額を超過した場合、お利息全額が20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)となります。 ・ 2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。
10. 手数料	・ いたしません。
11. 中途解約(もしくはお支払時のお取り扱い)	・ 中途解約(もしくはお支払い)される場合は、上記6.の方法により中途解約(もしくはお支払い)することとなった、それぞれのスーパー定期の中途解約(もしくはお支払い)日までの実際の預入期間に応じて、それぞれ【表2】の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともにお支払いします。
12. 金利情報の入手方法	・ 窓口までお問い合わせください。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ お一人さま、一契約に限られます。 ・ この預金は、預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。 ・ この預金は、自由金利型定期預金（M型）規定にもとづく定期預金です。 ・ 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借り入れと相殺ができます。
----------------	--

【表 1】

預入期間	約定利率
3ヵ月	3ヵ月もの+0.05%
6ヵ月・9ヵ月	6ヵ月もの+0.05%
1年・1年3ヵ月・1年6ヵ月・1年9ヵ月	1年もの +0.05%
2年・2年3ヵ月・2年6ヵ月・2年9ヵ月	2年もの +0.05%
3年・3年3ヵ月・3年6ヵ月・3年9ヵ月	3年もの +0.05%
4年・4年3ヵ月・4年6ヵ月・4年9ヵ月	4年もの +0.05%
5年	5年もの +0.05%

【表 2】

解約日までの実際の前入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	※前入日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年半未満	約定利率×40%
1年半以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年半未満	約定利率×60%
2年半以上3年未満	約定利率×70%
3年以上4年未満	約定利率×80%
4年以上5年未満	約定利率×90%

※お預入れ後 1 カ月未満の中途解約の場合で、前入日の普通預金利率が解約日の普通預金利率を上回る時には、解約日の普通預金利率を適用させていただきます。